

宇佐市ボランティア連絡協議会 会 則

(目 的)

第 1 条 この会は、宇佐市における個人ボランティア及びボランティアグループが連絡協議し、情報交換・親睦を図るとともに、ボランティアの輪を広げ、あたたかく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称及び事務局)

第 2 条 この会は、「宇佐市ボランティア連絡協議会」と称す。

2. 本会の事務局を宇佐市社会福祉協議会内に置く。

1) 事務局員は会長が委嘱する。

2) 事務局は次の業務を行う。

- ・記録事務
- ・会計事務
- ・通知・連絡事務
- ・その他の事務

(事 業)

第 3 条 本会は、本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ボランティア間の連絡調整・交流に関すること
2. ボランティアの資質向上に関する学習及び研修
3. 地域福祉の推進に関すること
4. 環境美化活動
5. ボランティア活動に関する情報収集及び広報
6. その他の目的達成に必要な事業

(構 成)

第 4 条 本会は、宇佐市内の個人及びボランティアグループ（各種団体・企業・ボランティア協力校等）をもって構成する。

2. 宇佐・院内・安心院それぞれの地区ごとに本会の支部組織を結成し、情報交換をしながら、連携して地域に根ざした活動を推進する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。役員は総会において選任する。

- ・会 長・・・1 名
- ・副会長・・・2 名
- ・理 事・・・若干名
- ・監 事・・・2 名

(役員 の 職務)

第 6 条 役員は、次の職務を執行する。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故等あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、運営上の必要事項を審議する。
4. 監事は、本会の事業執行及び会計を監査する。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補選の場合は、前任者の残任期間とする。
3. ボランティア協力校理事については、任期は1年とする。

(会 議)

第 8 条 会議は、総会を年1回開催する。その他については、必要に応じて会長が随時招集し、会議の議長となる。

(会 計)

第 9 条 本会の経費は、会員会費・補助金・寄付金等をもって充てる。

(会 費)

第10条 会員は、本会の運営を円滑にするため会費を納めるものとする。

2. 会費は年額とし、次のとおりに定める。
 - ・団体会員 1団体・・・500円
 - ・個人会員 1人・・・100円
3. 学校、施設会員については、会費の納入を必要としない。

(会 計 年 度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(そ の 他)

第12条 この会則に必要な事項は、総会において出席の過半数の合意によって定める。

附 則 この会則は 平成17年12月21日から施行する。

2. 会則改正 平成19年7月2日から施行する。
3. 会則改正 平成29年4月1日から施行する。